

公益通報及び公益通報に関する相談について

農林漁業信用基金では、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の趣旨に基づき、信用基金の役職員による法令違反行為又は違反するおそれのある行為の早期発見と是正を図るため、信用基金の退職者、信用基金と取引関係（請負契約、物品等購入契約、業務委託契約等）のある会社で働く方を含む外部の方からの通報を受け付けています。（公益通報の具体的な処理の流れは[次ページ](#)）

（1）通報対象となる事項

- イ. 法令、規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- ロ. 個人の生命、身体、財産その他の権利利益を害し、又は害するおそれのある行為
- ハ. イ及びロに掲げるもののほか、信用基金の業務運営を害し、又は害するおそれのある行為

（2）相談対象となる事項

通報対象となる行為の該当の有無の確認等

通報・相談内容は、通報等シートをダウンロードして必要事項を記載の上、電子メール、FAX 又は郵便により以下の通報相談窓口先までお送りください。

通報相談窓口

独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部総務課

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

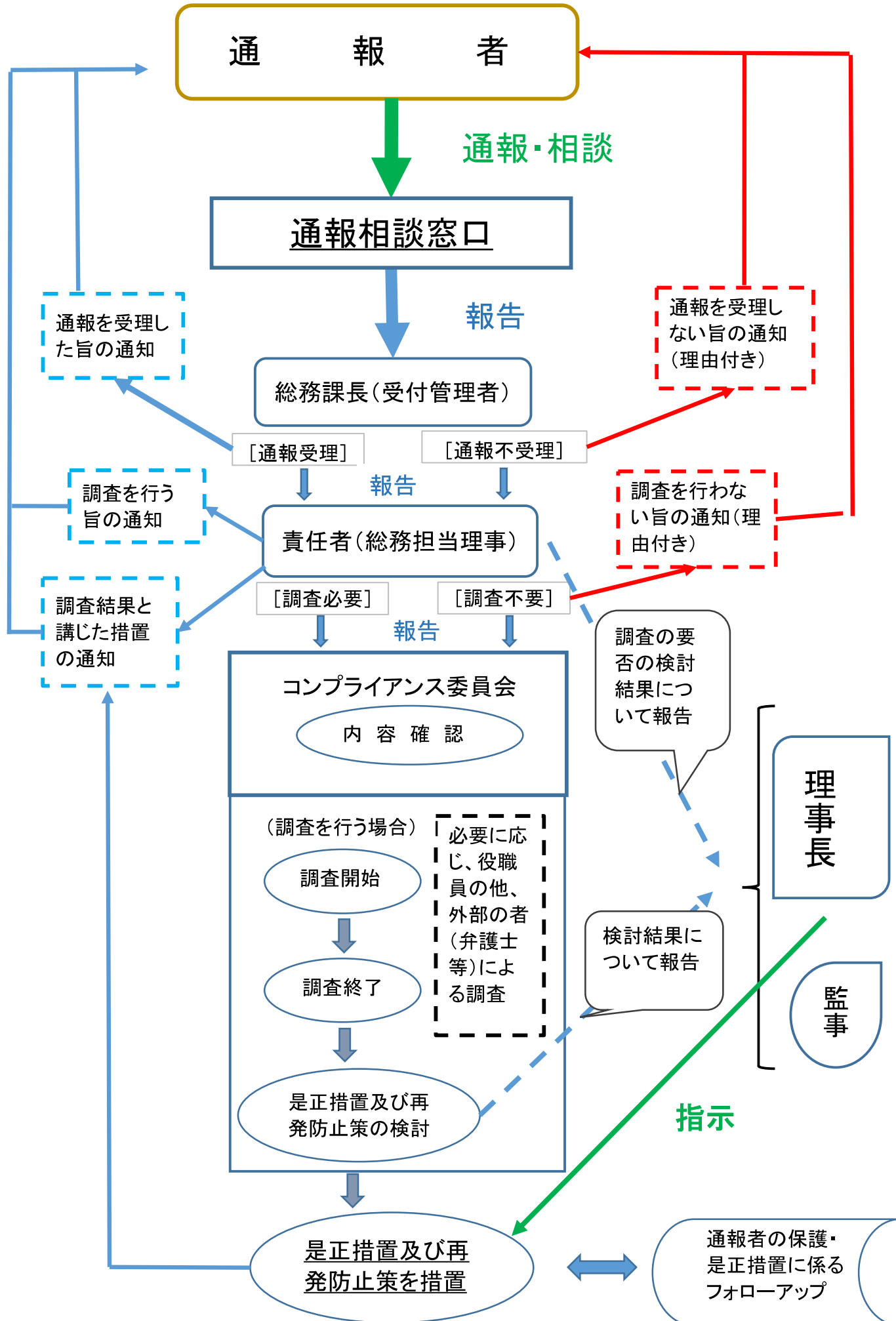
メールアドレス：kouekitsuhou@jaffic.go.jp

FAX：03-3434-7836

※通報相談窓口の運用・対応等について

- （1）通報・相談をされる場合は、会社名、氏名及び連絡先を明記いただくようお願いいたします。匿名の場合、十分な調査や是正措置ができない場合がありますこと及び調査結果の報告ができない場合があることをご了承ください。
- （2）通報・相談された方の個人情報、調査等に必要な場合及び通報された方への報告を行う場合のみに使用し、その他の目的には使用しません。また、ご本人の承諾がない限り、窓口の他、対応部署以外には開示しません。
- （3）通報を行ったことを理由として、当信用基金が通報された方及びその勤務先に対して不利益な取扱いをすることはありません。ただし、虚偽、他人への誹謗中傷、その他不正な目的での通報の場合は、この限りではありません。

信用基金における公益通報対応フロー



注. 調査の要否の検討結果については、通報を受理した日から起算して20日以内に通報者に通知する。